

(供述調書等継続用紙)

捜査メモ複写報告書	
(平成29年12月8日付、防衛医科大学校)	
令和3年6月25日	
警視庁公安部外事第一課長	
司法警察員警視正	殿
警視庁公安部外事第一課	
司法警察員巡査部長	
被告会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）被告事件につき、平成29年12月8日作成の防衛医科大学校から聴取した内容を記録した捜査メモを複写した結果は、下記のとおりであるから報告する。	
記	
1 複写年月日	令和3年6月24日
2 複写者	本職
3 複写対象物	平成29年12月8日付、防衛医科大学校から聴取した内容を記録した捜査メモ
4 措置	当課備え付けの複写機で複写し、本報告書末尾に添付することとした。

警 視 庁

平成29年12月8日(金)

メ モ	担当者 警部補 巡査長 [Redacted]
防衛医科大学校 [Redacted] 教授 [Redacted]	
<p>1 聴取日時 平成29年12月8日(金) 午前10時から午前11時30分まで</p> <p>2 聴取場所 [Redacted]</p> <p>3 聴取者 [Redacted] 警部補、本職</p> <p>4 聴取事項</p> <p>(1) 「disinfected」について AG原文の「capable of being sterilized or disinfected in situ」にある、disinfected について、殺菌と訳されているが、私なら「消毒」と訳す。消毒とは「無害化されているという結果」を意味するのに対し、殺菌とは、あくまでも「菌を殺す行為」を言う。解釈等も見限り、殺菌ではなく消毒と訳するのが正確だと思う。 消毒は、絶対に菌が0じゃなくてはならないという訳ではなく、人体に影響を及ぼさないレベルまで菌数の割合を減らすことをもって消毒されたとなる。滅菌については厳格に使われていると思う。</p> <p>(2) 芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて 経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて、私は合理的な理由にはならないと思う。芽胞を形成しない菌の中でもペスト菌や野兔病菌は熱には弱い、毒性が強く極めて感染力が強い菌で、生物兵器としての使用が懸念されている。世界的基準であるアメリカ疾病予防管理センター(CDC)では、生物テロに使われる病原体を3つのカテゴリーに分類しており、過去に米軍や旧ソ連軍が生物兵器として開発し、もっとも危険とされるカテゴリーAの中には3つの細菌があり、その中の1つは芽胞を形成する炭疽菌があるが、残り2つは芽胞を形成しないペスト菌と野兔病菌である。 また、最近米国で行われた生物兵器を使ったテロ訓練では、題材にペスト菌が使われ、船の中でペスト菌を散布するという想定で行われており、米国でもペスト菌を危惧していることが分かる。省令で定められている芽胞形成菌を見ても、炭疽菌・ボツリヌス菌・ウェルシュ菌があるが、炭疽菌以外は嫌気性であるため、空気に触れると死滅してしまうことから実用的ではない。 以上のことを踏まえると、私は芽胞形成菌のみを規制対象とするのは合理的な理由にはならないと思う。</p> <p>(3) 野兔病菌について 野兔病菌は、マダニ類などの吸血性節足動物を介して、主に野うさぎやリス、齧歯類などの野生動物に感染し、本菌に感染したウサギなどの剥皮や調理の際に血液や肉に接触することで感染する。人から人への感染は起こらないが、野兔病菌は極めて感染力が強い菌であり、数個から100個という、ごく少数の菌と接触しただけで感染する。また健康な皮膚からも浸入して感染するという他の細菌には見られない特徴を持ち、生物兵器としての使用が懸念されている。野兔病菌は、経気道感染(肺感染)することからも、微粒化し散布すれば脅威的であると思う。 経気道感染する細菌は、野兔病菌やペスト菌の他にウシ流産菌や鼻疽菌、オウム病クラミジアなどがある。経気道感染は、肺の一番奥にある肺胞に菌が届く必要があるため、粒子のサイズは10マイクロメートル以下にしなければ厳しいと思う。そのため、上空から散布するよりも、施設内を狙った方が空調があるため空気の流れを予測し易く効果的であると思う。</p>	